

わが国を代表する財政学者であり、わが国税制に大きな足跡を残された石弘光先生がなくなられた。筆者は、1993年に主税局勤務した時からの縁で、今日まで長くご指導をいただいた。最後にお会いしたのは昨年暮れで、すでに癌はステージ4まで進行していたにもかかわらず、わが国税制議論のあり方について熱く語っておられた姿を思い出す。

石先生の代表的な業績は、わが国所得税のクロヨンの実証研究で、所得税についての思いは大変熱いものがあった。しかしその所得税で、思わぬ形で足をすくわれることになる。

2000年に政府税制調査会会長になられて、所得課税の見直しを始めたということになった。消費税の引上げ(1997年)や、累次の景気対策(小淵減税)により、影の薄くなった所得税について、抜本的に見直して所得再分配機能を強化したいとの思いであった。

2005年6月に、「個人所得課税に関する論点整理」(小委員会報告書)がまとまり、その記者会見で、「サラリーマンに頑張ってもらいたい」と発言された。給与所得控除を経費控除としての実態に近づけたいという内容をわかりやすく説明されたのだが、東京都議会選挙の前ということもあり、思わぬ波紋を呼んだ。この報告書は葬られ、給与所得控除の見直しを含めた所得税改革は大きく遅れることとなった。「正論を言っただけだが、マスコミや政治家のヒステリックな反応には驚いた」と、最近まで語っておられた。

その一方で、金融のグローバル化が進む中、金融所得と勤労所得を区分して、勤労所得には累進税率を、金融所得には分離・定率課税を行う「二元的所得税」については、効率的な税制の構築ということで、わが国にもその考え方を取り入れるべきだとの考えを前面に出された。

1997年の夏、金融ビッグバンを控え、金融税制を見直す政府税調の議論が開催される中、主税局総務課長をしていた筆者に、「欧州では新しい税理論が出ており、わが国も勉強する必要がある」と、ソレンセンのDual Income Taxという論文を提示された。

本間正明小委員長からも「この税制は最適課税として位置づけられる」とのお墨付きをいただき、1997年に「金融課税小委員会中間報告」で「二元的所得税」というコンセプトを初めて

打ち出した。総合課税を金科玉条としていたそれまでの税制理論に、効率という観点から金融所得の分離課税を論理づけられたのである。

その後この税制は、金融所得一体課税としてわが国税制の柱の1つとなる。配当や国債利子などと株式譲渡損失を損益通算した上で分離課税するという世界に先駆ける税制の基礎を築かれたのである。

石先生は、冷静な頭脳と熱き心(Cool Heads, but Warm Hearts)を併せ持っておられた学者であられた。

さて今日、アベノミクスの下で、中間層の二極分化が進行し、所得税の再分配機能の強化が大きな課題となっている。金融所得の分離課税の結果、わが国所得税の実効税率が1億円を超えると低くなり(バフェット・カーブ)所得再分配機能が低下しているという見解も高まっている。

一方で、マイナンバーの導入や資料情報制度の整備、国際的自動情報交換など、金融所得の把握はかつてとは比べ物にならないほど進んできた。金融所得の総合課税という考え方も出てきている。

金融所得の税制をどう変えるのか、構えの大きな議論が必要な今日、石先生という巨星を失ったことの損失は大きい。功績をたたえとともに、ご冥福をお祈りしたい。

税制之理

石弘光先生の思い出と
金融所得課税

139 回

第

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

森信茂樹